

# 本宮市役所地球温暖化防止実行計画

【第2次改訂】



平成27年2月

本宮市

# 目 次

第1章 計画策定の背景	
1. 地球温暖化問題	1
2. 国際的な動向と我が国の対応	1
3. 本市の取り組み	2
第2章 基本的事項	3
1. 計画の目的	3
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間及び基準年度	3
4. 計画の対象範囲	3
5. 対象となる温室効果ガス	3
第3章 温室効果ガスの総排出量及び削減目標	4
1. 温室効果ガス排出量の現状	4
2. 実績と課題	4
3. 削減目標	4
第4章 取り組みの内容	5
1. 重点取り組み事項	5
2. 一般事務における取り組み項目	5
3. 公共事業における取り組み項目	6
4. 職員の環境保全意識の向上	7
第5章 計画の推進と実施状況の点検・評価・公表	7
1. 推進体制	7
2. 推進方法	7
3. 計画の実施状況等の公表	7
参考資料	
温室効果ガスの性質	8
グリーン購入の推進に関する基本方針	9

# 第1章 計画策定の背景

---

## 1 地球温暖化問題

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、我が国においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害も観測されています。

世界の政策決定者に対し正確でバランスの取れた科学的知見を提供する「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、平成 25 年 9 月に最新の知見をとりまとめた第 5 次評価報告書の第 1 作業部会報告書（自然科学的根拠）を公表しました。この中では観測事実として、気候システムによる温暖化については疑う余地がないこと、人間による影響が 20 世紀半ば以降に観測された地球温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高いことなどが示され、早い段階での CO<sub>2</sub> の排出削減の必要性を訴えています。

地球温暖化対策は、国、都道府県、市区町村が、それぞれの行政事務の役割、責務等を踏まえ、相互に密接に連携し、施策を実施して初めて実施することができます。東日本大震災後のエネルギー政策の見直しなどもあり、低炭素社会の実現に向けて、地方公共団体の役割の重要性は高まっています。

## 2 国際的な動向と我が国の対応

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、1992 年に国連気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994 年には条約が発効いたしました。

また、これを受けて締約国会議が第 1 回目のドイツのベルリン（COP1）から始まり、「温室効果ガスの排出および吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。1997 年には、地球温暖化防止京都会議（COP3）が開催され、京都議定書が採択されました。この中で我が国については、温室効果ガスの総排出量を「2008 年から 2012 年」の第一約束期間に、1990 年レベルから 6%削減するとの目標が定められました。

これらの国際的動きを受けて、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成 10 年 10 月に公布され、平成 11 年 4 月に施行されています。この法律では、地球

温暖化対策への取り組みとして、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取り組みを促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。

我が国は京都議定書第二約束期間には参加せず、「京都議定書目標達成計画」は平成 24 年度末を以て終了しましたが、平成 25 年度以降、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP16）のカンクン合意に基づき、平成 32 年（2020 年）までの削減目標の登録と、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくものとしています。

### 3 本市の取り組み

本市は、平成 20 年度に環境の保全と創造に関する基本的な考え方や施策の方向性を示すため「本宮市環境基本条例」を制定するとともに、同年度に策定した「本宮市環境基本計画」でも地球環境への負荷の少ないまちづくりの実践を掲げています。

このような中、本宮市も様々な事務、事業を進める中で、自ら率先して環境に配慮した取り組みを実践していくため、平成 21 年度に「本宮市役所地球温暖化防止実行計画」（以下、「第 1 次実行計画」という。）を定め、全職場、全職員を挙げて環境にやさしい職場づくりに取り組んできました。

具体的な取り組み項目を掲げ、自己チェックシートにより確認し、温室効果ガスの削減に努め、またこの取り組み状況を取りまとめ毎年環境活動レポートとして公表しました。この取り組みは、環境負荷の低減に大きな効果があるだけでなく、市民、事業者の自主的かつ積極的な行動を促すことにつながります。

## 第2章 基本的事項

---

### 1. 計画の目的

現在、最も重要な環境問題の一つと言われている地球温暖化問題は、日常的な市民生活や事業活動に密接に関係しており、その解決に向けては、必要以上に資源やエネルギーを消費するライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会への変革が求められており、市民、事業者、行政が連携、協働しながら積極的に環境保全に向けた行動を推進していくことが必要です。

平成21年6月に策定した第1次実行計画の計画期間（平成21～25年度・5ヵ年）の終了に伴い、平成26年度からの温室効果ガス削減目標と環境に配慮した行動目標を示す「本宮市役所地球温暖化防止実行計画（第2次改訂）」を策定し、引き続き環境保全に配慮した事務事業を推進していきます。

### 2. 計画の位置付け

本計画は、「本宮市環境基本計画」に基づく地球温暖化対策への取り組みであるとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「法」という。）第20条の3第1項に基づき、市町村への策定が義務付けられている「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」として位置付けるものです。

### 3. 計画の期間及び基準年度

本計画は、平成26年度（2014年度）を初年度とし、平成30年度（2018年度）を目標年度とします。また、基準年を平成25年度（2013年度）とします。

### 4. 計画の対象範囲

本計画は、本宮市役所が実施する全ての事務及び事業を対象とします。ただし、外部委託等により実施する事務・事業や市が所有している施設の中で、指定管理者等により管理運営されている施設の事務・事業については対象外としますが、これらの受託者等に対しては、環境負荷の低減のための措置を講じるよう要請することとします。

### 5. 対象となる温室効果ガス

温室効果ガスの総排出量の算定にあたり、対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項において規定されている6種類の物質となります。なお、法改正により三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)が平成27年4月1日に追加となります。

本計画では、これらの中でも排出量が極めて多い、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を削減の対象とします。

※ 温室効果ガスの種類と性質については、巻末の「参考資料」を参照

### 第3章 温室効果ガスの総排出量及び削減目標

#### 1. 温室効果ガス排出量の現状

本計画の基準年度である平成 25 年度の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は、次表のとおりです。

■区分ごとの排出量（基準年度：平成 25 年度）

区 分		活動量	二酸化炭素換算排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	
施設からの 排出量	電 気	4, 002, 342 kWh	2, 221. 3	61.3%
	水 道	144, 704 m <sup>3</sup>	52. 1	1.4%
	ガ ス(LPG)	13, 847 m <sup>3</sup>	41. 5	1.1%
	灯 油	298, 440 l	743. 1	20.5%
	A重油	153, 700 l	416. 5	11.5%
車両からの 排出量	ガソリン	50, 643 l	117. 5	3.2%
	軽 油	13, 153 l	34. 5	1.0%
合 計			3, 626. 5	100.0%

※本計画から本宮地区消防屯所・歴史民俗資料館・各種地下道・公園・ポンプ場を新たに加える

#### 2. 実績と課題

前計画では温室効果ガス 6.0%削減の目標を定めました。前計画の期間内の、えぼかや総合支所の新築、小中学校の増改築などの 13 施設を除き、温室効果ガスを 9.6%削減しました。全施設でも 3,528t-CO<sub>2</sub>(H19)が 3,458 t-CO<sub>2</sub>(H25)と約 2.0%を削減することができました。施設が増えた中でも、温室効果ガスの発生を削減できた主な要因は、太陽光発電設備の設置（平成 25 年度末 11 施設、公称出力 188kW）や本庁舎の LED 照明への切替（341 台）、公用車をハイブリットカーへの更新（5 台）、更には電力が枯渇する夏場の電力使用抑制など職員の意識向上によるものです。

機器や設備更新による効果は把握しやすいのですが、個々の取り組みは数値上に表すことが困難であることから、実効性を確保するため一人ひとりが取り組みを実践し、また目標達成に向けた進行管理を行う必要があります。

#### 3. 削減目標

市の事務事業の遂行に伴い排出される温室効果ガスの排出量を、目標年度である平成 30 年度までに平成 25 年度を基準として、3%以上削減することを目標とします。なお、気象条件や社会条件の変化により項目別排出量が変動しやすい状況にあることから、温室効果ガス排出量の総量の削減を目指すものとします。

前計画の実績を受けて、市民サービス系部門や教育施設においては、引き続き事業に支障がない範囲での最大限の削減に取り組むこととします。また、本計画策定以降に新設・改修される施設等については、次期見直し時に反映させるものとしますが、それらの施設においてもこの計画に基づく温室効果ガスの排出削減に向け取り組むこととします。

**基準年である平成25年度比で、3%以上削減することを目標とします。**

## 第4章 取り組みの内容

### 1. 重点取り組み事項

- (1) ピーク時における電力使用の抑制
- (2) 冬期間の燃料使用の抑制
- (3) 平常時における節電の励行
- (4) 各施設・所属において節電やエコに関し、共通事項に加え独自の目標を掲げ取り組む
- (5) 太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入や省エネ器具への更新

### 2. 一般事務における取り組み項目

温室効果ガスの削減目標を達成するためには、各職場において様々な取り組みを実践していかなければなりません。

以下は、全ての職場で日常的に配慮すべき基本的な取り組み項目を掲げます。

具体的取り組み項目		
1. エネルギー 使用量の 削減	(1) 照明の使用	①始業前や昼休み及び終業後の不用な照明を消します。 ②各職場の最終退庁者は消灯を確認します。 ③利用場所の明るさに応じ蛍光灯の本数を間引きします。 ④使用していない会議室、湯沸室、トイレ等は消灯します。 ⑤晴天時など窓際の照度が十分得られる場合は窓際の照明を消します。
	(2) 電気機器等の使用	①昼休みや外出時等は使用していないパソコンやOA機器等の電源を切ります。 ②使用していないテレビやビデオ等は主電源を切ります。 ③各職場の最終退庁者はOA機器等の電源が切っていることを確認します。
	(3) 冷暖房・空調機器の管理	①事務室内の温度や冷暖房時間は施設の機能や使用実態等に応じ適正化を図ります。(室温を夏は28℃、冬は20℃を適正温度とします。) ②カーテンやブラインド等を適切に使用し冷暖房負荷の軽減を図ります。 ③冷房時の軽装、暖房時の重ね着など服装の工夫により室内の適正温度を維持します。
	(4) エレベーター使用	①出来るだけエレベーターは使用せず階段を利用します。
	(5) 給湯器等の使用、運転管理	①給湯器等は温度を適正にするなど適切な運転を行います。 ②退庁時や使用していない時間帯は給湯器等の種火は消します。
	(6) 業務の効率化、労働時間の短縮	①事務効率の向上に努め残業時間の削減を図るとともに毎週水曜日をノー残業デーとし、定時退庁の促進を図ります。

2. 資源の有効利用	(1)水の有効利用	①手洗いやうがい等衛生面や快適な生活に必要な水は使いながら、日常的な節水を徹底します。 ②トイレ使用時の過剰な水の使用を控えます。
	(2)用紙類の使用量の削減	①会議等で使用する資料の簡素化や作成部数の適正化に努めます。 ②庁内 LAN や電子メールを活用しペーパーレス化を図ります。 ③印刷、コピーの両面刷りを徹底します。 ④文書及び資料の共有化を図ります。 ⑤各種印刷物は作成部数を見直し必要最低限とします。 ⑥使用済封筒は所属間の連絡用として再利用を図ります。
	(3)廃棄物の減量化、リサイクルの推進	①職員一人ひとりがごみの発生抑制と分別・リサイクルに取り組みます。 ②物品等は計画的に購入し、適正な在庫管理を行います。 ③備品等の修繕利用に努め、使用期間の長期化を図ります。 ④事務用品、機器等を購入する場合は、その必要性を考慮し適切な量を購入します。
	(4)グリーン購入の推進	①調達総量を出来るだけ抑制し、物品等の合理的な使用に努めます。 ②環境に配慮した物品調達（グリーン購入）を推進します。なお、別紙「本宮市グリーン購入の推進に関する基本方針」に基づき、適正な調達を実施します。 ③使い捨て商品の購入を極力避けます。
3. 公用車の適正利用	(1)公用車利用の合理化、走行量の抑制	①公用車の走行ルート of 合理化、運行状況の把握、相乗りなど公用車の効率的な利用を促進します。 ②自転車の利用を図ります。
	(2)クリーンエネルギー自動車の導入	①公用車にハイブリッド自動車等のクリーンエネルギー自動車を導入します。
	(3)エコドライブの徹底	①駐停車時のアイドリングストップを徹底します。 ②経済走行に努め、急発進、急加速、空ぶかし等をしないよう徹底します。 ③タイヤの空気圧点検を定期的に行います。 ④不用な荷物は、積まないようにします。

### 3. 公共事業における取り組み項目

市が行う公共事業は、一般事務に比べ環境への影響が大きいとともに、環境に配慮した行動が求められています。公共事業を行う各課等は、以下に掲げた項目についての取り組みに努めるものとします。

取り組み項目	
1. 環境負荷低減の推進	①環境にやさしい工事資材を積極的に利用する。 ②環境負荷低減型の建設機械を使用する。 ③自然環境と調和した施設の整備を図る。



2. 省エネルギーの推進	①施設を建設する際は自然光を活用できるような設計を行う。 ②低消費電力、センサー式の照明機器の導入に努める。 ③深夜電力を利用した機器の導入を検討する。 ④屋上やベランダ等の緑化を推進する。 ⑤ボイラー等を更新する際は省エネルギー型を導入する。 ⑥効率的な作業方法を検討し工事に伴うエネルギー消費を最小限に抑える。
3. 新エネルギーの導入推進	①太陽光、風力等のクリーンエネルギーの採用を優先的に検討する。
4. 耐久性を向上した構造物への転換推進	①長寿命化コンクリート・舗装を採用する。
5. 資源の有効利活用推進	①再生資材の利用を積極的に行う。
6. 水の有効利用促進	①浸水性舗装等、雨水浸透施設の設置を図る。 ②雨水の有効利用を検討する。 ③節水こま、自動水栓等の節水機器の導入を図る。

#### 4. 職員の環境保全意識の向上

本計画を推進するにあたって主体的に役割を担うのは全ての職場であり、全ての職員です。地球温暖化防止対策に関する情報提供等の支援を図るとともに、職員意識の向上に努めます。

## 第5章 計画の推進と実施状況の点検・評価・公表

### 1. 推進体制

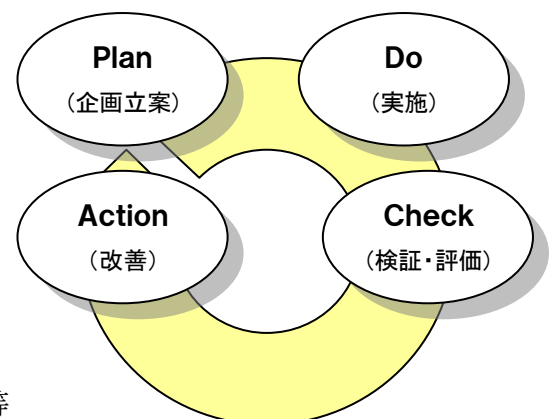
本計画の実効性を高めるため、本宮市地球温暖化防止対策本部等を設置し、P D C Aサイクルによる推進を図ります。

### 2. 推進方法

本計画の推進にあたっては、環境活動マニュアルを策定し、それに基づき電気、ガス、水道、燃料等の使用量把握と併せ、削減目標の設定、実施状況の確認等を行いながら推進します。

### 3. 計画の実施状況等の公表

本計画の取り組み内容や、温室効果ガスの排出量等については市のホームページ等で毎年公表します。



## 参考資料

### ■温室効果ガスの性質

温室効果ガス	発生源	性質等
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	人間の諸活動における化石燃料(ガス、ガソリン、灯油、軽油、重油、石炭等)の燃焼に伴い排出される。地球温暖化への影響の9割を占めるといわれる。	・無色、無臭
メタン(CH <sub>4</sub> )	湿地、沼、水田及び牛等の反すう動物から発生する割合が半分以上を占め、その他、廃棄物の埋立に伴い発生。	・無色、無臭、引火性の気体 ・天然ガスの成分
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	自動車の排ガス、化石燃料の燃料及び窒素肥料の分解等により発生。	・無色、麻酔性の気体 ・医療用、ロケット燃料としての用途がある。
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	当該物資入りのスプレー剤の使用及び冷蔵庫、エアコンからの漏出により発生。	・化学的に安定
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体、電子部品の洗浄に伴い発生。	・化学的に安定 ・電気絶縁性が高い
六ふっ化硫黄	電気絶縁用気体として当該物質が封入されている変電施設から発生。	・化学的に非常に安定 ・電気絶縁性が非常に高い
三ふっ化窒素(NF <sub>3</sub> ) ※平成 27 年 4 月 1 日に追加	半導体製造でのドライエッチングやCVD 装置の洗浄に伴い発生。	・無色、無臭 ・化学的に非常に安定

## ■本宮市グリーン購入の推進に関する基本方針

地球温暖化問題や廃棄物問題などの環境問題を解決し、循環型社会を構築していくためには、これまでの大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄型の社会システムを見直し、環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠です。

事業者であり消費者でもある本宮市が、環境負荷の低減を図るため、業務を行うに当たり必要となる物品、役務等の調達について、環境に配慮した物品調達（以下「グリーン購入」という。）を推進することは、市民等の環境に配慮した物品等への需要の転換を促すこととなります。

また、グリーン購入に関する取り組みを推進するため、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）も制定されており、各地方自治体も環境物品等の推進に努めることが求められています。

このような状況を踏まえ、本宮市におけるグリーン購入についてのより一層の推進を図るため本基本方針を定めます。

### 1 目的

グリーン購入法に基づき、本宮市がグリーン購入を推進することにより、日常業務から生じる環境負荷の低減を図り、持続的発展が可能な社会の形成に資することを目的とします。

### 2 用語の定義

#### (1) 環境物品等

環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務であって、次の判断の基準のいずれかを満足するものをいいます。

- ア. 再生された材料や再生しやすい材料を使用しているもの
- イ. 使用時の資源やエネルギーの消費の少ないもの
- ウ. 修繕や部品交換・詰め替えが可能なもの
- エ. 梱包・包装が簡易なもの
- オ. 分別廃棄やリサイクルがしやすいもの
- カ. 耐久性が高く長期間使用が可能なもの
- キ. 製造・使用・廃棄の段階で、環境への負荷が小さい物質の使用、排出が少ないもの
- ク. 第三者機関の認定する環境ラベルを取得したもの

### 3 グリーン購入の推進に当たっての基本的な考え方

- (1) 従来から考慮されてきた価格や品質などに加え、環境保全の観点を考慮することとします。
- (2) 調達総量を出来るだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用に努めるものとします。
- (3) グリーン購入の推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮することとします。

### 4 グリーン購入の推進方法

- (1) グリーン購入の推進に当たっては、毎年度、品目ごとに当該年度の調達目標を定めながら、総合的かつ計画的に推進します。
- (2) グリーン購入の実施状況は定期的に公表します。

### 5 適用範囲

本基本方針は、原則として本市全ての組織に適用するものとします。

### 6 実施時期

平成21年7月1日